

母子家庭等高等職業訓練促進給付金のご案内

ひとり親家庭等の母または父が国家資格等の取得を目指す際に、学校等の養成機関での受講により就業が出来ない期間の生活費を支援します。

○対象となる人 ・ ・ ・ ・ 訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の人

- ① 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の水準にある人
- ② 養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上）のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれること
- ③ 就業と受講の両立が困難であると認められる人
- ④ 今までにこの給付金を受給したことがない人

○対象となる国家資格等

就職の際に有利となる資格

- (例) ・ 看護師（准看護師を含む）・保健師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士
・ 調理師・情報処理関係等の民間資格（令和3年度から令和4年度に限る）など

○支給額

1. 高等職業訓練促進給付金

- 入学・受講開始後、申請のあった月から修了までの期間（最大48月）、毎月支給
- ・ 住民税非課税世帯：月額100,000円（終了までの最後の12月は40,000円加算）
 - ・ 住民税課税世帯：月額75,000円（終了までの最後の12月は40,000円加算）

2. 高等職業訓練修了支援給付金

講座を修了後、支給（一度限り）

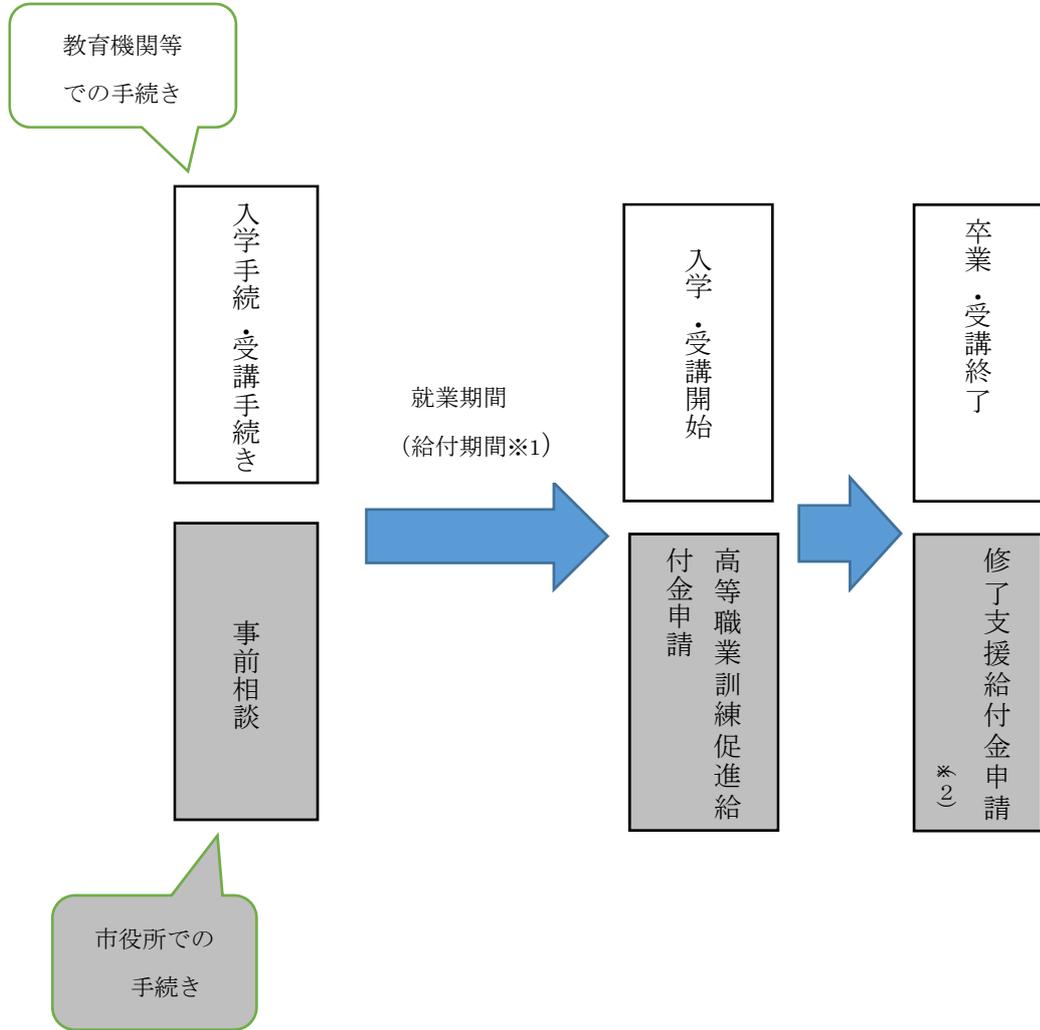
- ・ 住民税非課税世帯：50,000円
- ・ 住民税課税世帯：25,000円

○事前相談

この給付金について希望する場合は、必ず事前の相談が必要です。

裏面あり

○手続きの流れ



※1 給付期間中は毎月書類の提出が必要となります。

※2 修了後 30 日以内に申請する必要があります。

【お問合せ先】

平戸市こども未来課

子育て支援班

TEL 0950-22-9137 (直通)